

### 3 自立支援給付等で受けられるサービス

障害者総合支援法に基づく自立支援給付（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付・計画相談支援給付等）に係る支給決定、児童福祉法に基づく障害児通所給付、障害児入所給付又は障害児相談支援給付に係る支給決定を受けることにより、各法律で定められた各種サービスを受けることができます。

※ 各種サービスを提供する指定事業者・施設は、p97～159を参照してください。

#### 1. 自立支援給付で受けられるサービス **共通**

介護給付	居宅介護	[p98～110]	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	[p98～110]	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	[p98～110]	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	[p98～110]	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	[p98～110]	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所	[p127～130]	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	[p111～126]	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	[p111～126]	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	[p136～137]	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	[p111～126]	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	[p111～126]	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）	[p111～126]	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	[p111～126]	一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や、日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います
	自立生活援助	[p131]	一人暮らしを希望する人に、自立した日常生活を送る上で必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います
	共同生活援助（グループホーム）	[p132～135]	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
地域相談支援給付	地域移行支援	[p138～147]	入所・入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います
	地域定着支援	[p138～147]	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援を行います

支援給付 計画相談	計画相談支援 [p138~147]	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います
--------------	----------------------	---

## 2. 障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付で受けられるサービス **児童**

障害児通所給付	児童発達支援 [p148~159]	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います
	医療型児童発達支援 [p148~159]	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等にて、児童発達支援及び治療を行います
	放課後等デイサービス [p148~159]	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います
	居宅訪問型児童発達支援 [p148~159]	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います
	保育所等訪問支援 [p148~159]	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います
障害児入所給付	福祉型障害児入所施設 [p148~159]	知的障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与等を行います
	医療型障害児入所施設 [p148~159]	肢体不自由児や重症心身障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います
障害児相談支援給付	障害児相談支援 [p138~147]	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います

※ 上記サービスを提供する指定事業者・施設に関する基本的な情報は、在住する市町村窓口または、下記のURLで確認ができます。

<https://www.wam.go.jp/> (独立行政法人福祉医療機構が運営する指定事業者・施設の情報提供ページです。)

## 3. 相談支援について **共通**

### ①指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所【計画相談支援】

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所は、障害福祉サービス等の利用をしようとする障がい者又は障がい児の保護者（以下「利用者」という。）が、自立支援給付又は障害児通所給付の支給決定を受けるにあたり、障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、支給決定に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定めた計画（サービス等利用計画）の案を利用者の依頼により作成するとともに、支給決定後はサービス事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。

また、支給決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうか、利用状況の検証等によりサービス等利用計画の見直しを行います。

\* 指定については、事業所の所在地となる市町村長が行っています。

### ②指定一般相談支援事業所【地域相談支援】

障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業所は、障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者又はその他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に

ついて、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。（地域移行支援）

また、居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。（地域定着支援）

\* 指定については、県知事（岐阜市に所在する事業所の場合は岐阜市長）が行っています。

相談支援の利用については、居住地の市役所・町村役場又は各指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者にお問い合わせください。

**問** 市役所及び町村役場

各指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者

（指定（特定・障害児・一般）相談支援事業者についてはp138～147を参照してください。）

障害者総合支援法に基づき、障害者福祉サービスの提供において、難病361疾患が対象となっています。

サービスを受けるためには、お住まいの市町村に、事前にサービス利用申請が必要になります。

サービスを提供する指定事業者・施設は、p97～p159を参照し、お問い合わせください。

○障害福祉サービス等の対象となる難病一覧（361疾患）

1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	アジソン病
7	アッシャー症候群	8	アトピー性脊髄炎	9	アペール症候群
10	アミロイドーシス	11	アラジール症候群	12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病	14	アンジェルマン症候群	15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症	17	一次性ネフローゼ症候群	18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1 p 36 欠失症候群	20	遺伝性自己炎症疾患	21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺	23	遺伝性腓炎	24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群	26	ウィリアムズ症候群	27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群	29	ウェルナー症候群	30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病	32	HTLV-1 関連脊髄症	33	A T R-X 症候群
34	ADH 分泌異常症	35	エーラス・ダンロス症候群	36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病	38	エマヌエル症候群	39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜	41	黄色靭帯骨化症	42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群	44	オクシピタル・ホーン症候群	45	オスラー病
46	カーニー複合	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症	50	家族性地中海熱	51	家族性良性慢性天疱瘡
52	カナバン病	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	54	歌舞伎症候群
55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	56	カルニチン回路異常症	57	加齢黄斑変性
58	肝型糖原病	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	60	環状 20 番染色体症候群
61	関節リウマチ	62	完全大血管転位症	63	眼皮膚白皮症
64	偽性副甲状腺機能低下症	65	ギャロウェイ・モワト症候群	66	急性壊死性脳症
67	急性網膜壊死	68	球脊髄性筋萎縮症	69	急速進行性糸球体腎炎
70	強直性脊椎炎	71	巨細胞性動脈炎	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
76	筋萎縮性側索硬化症	77	筋型糖原病	78	筋ジストロフィー

79	クッシング病	80	クリオピリン関連周期熱症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
82	クルーゾン症候群	83	グルコーストランスポーター1欠損症	84	グルタル酸血症1型
85	グルタル酸血症2型	86	クロウ・深瀬症候群	87	クローン病
88	クロンカイト・カナダ症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	90	結節性硬化症
91	結節性多発動脈炎	92	血栓性血小板減少性紫斑病	93	限局性皮質異形成
94	原発性局所多汗症	95	原発性硬化性胆管炎	96	原発性高脂血症
97	原発性側索硬化症	98	原発性胆汁性胆管炎	99	原発性免疫不全症候群
100	顕微鏡的大腸炎	101	顕微鏡的多発血管炎	102	高IgD症候群
103	好酸球性消化管疾患	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	105	好酸球性副鼻腔炎
106	抗糸球体基底膜腎炎	107	後縦靭帯骨化症	108	甲状腺ホルモン不応症
109	拘束型心筋症	110	高チロシン血症1型	111	高チロシン血症2型
112	高チロシン血症3型	113	後天性赤芽球癆	114	広範脊柱管狭窄症
115	膠様滴状角膜ジストロフィー	116	抗リン脂質抗体症候群	117	コケイン症候群
118	コストロ症候群	119	骨形成不全症	120	骨髄異形成症候群
121	骨髄線維症	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	123	5p欠失症候群
124	コフィン・シリス症候群	125	コフィン・ローリー症候群	126	混合性結合組織病
127	鰓耳腎症候群	128	再生不良性貧血	129	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
130	再発性多発軟骨炎	131	左心低形成症候群	132	サルコイドーシス
133	三尖弁閉鎖症	134	三頭酵素欠損症	135	CFC症候群
136	シェーグレン症候群	137	色素性乾皮症	138	自己食空胞性ミオパチー
139	自己免疫性肝炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	141	自己免疫性溶血性貧血
142	四肢形成不全	143	シトステロール血症	144	シトリン欠損症
145	紫斑病性腎炎	146	脂肪萎縮症	147	若年性特発性関節炎
148	若年性肺気腫	149	シャルコー・マリー・トゥース病	150	重症筋無力症
151	修正大血管転位症	152	ジュベール症候群関連疾患	153	シュワルツ・ヤンペル症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	155	神経細胞移動異常症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157	神経線維腫症	158	神経フェリチン症	159	神経有棘赤血球症
160	進行性核上性麻痺	161	進行性骨化性線維異形成症	162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症	164	進行性ミオクロームステんかん	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	167	スタージ・ウェーバー症候群	168	スティーン・ジョンソン症候群
169	スミス・マギニス症候群	170	スモン	171	脆弱X症候群
172	脆弱X症候群関連疾患	173	成人スチル病	174	成長ホルモン分泌亢進症
175	脊髄空洞症	176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	177	脊髄髄膜瘤
178	脊髄性筋萎縮症	179	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	180	前眼部形成異常

181	全身性エリテマトーデス	182	全身性強皮症	183	先天異常症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	185	先天性核上性球麻痺	186	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
187	先天性魚鱗癬	188	先天性筋無力症候群	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
190	先天性三尖弁狭窄症	191	先天性腎性尿崩症	192	先天性赤血球形成異常性貧血
193	先天性僧帽弁狭窄症	194	先天性大脳白質形成不全症	195	先天性肺静脈狭窄症
196	先天性風疹症候群	197	先天性副腎低形成症	198	先天性副腎皮質酵素欠損症
199	先天性ミオパチー	200	先天性無痛無汗症	201	先天性葉酸吸収不全
202	前頭側頭葉変性症	203	早期ミオクロニー脳症	204	総動脈幹遺残症
205	総排泄腔遺残	206	総排泄腔外反症	207	ソトス症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	210	大脳皮質基底核変性症
211	大理石骨病	212	ダウン症候群	213	高安動脈炎
214	多系統萎縮症	215	タナトフォリック骨異形成症	216	多発血管炎性肉芽腫症
217	多発性硬化症／視神経脊髄炎	218	多発性軟骨性外骨腫症	219	多発性嚢胞腎
220	多脾症候群	221	タンジール病	222	単心室症
223	弾性線維性仮性黄色腫	224	短腸症候群	225	胆道閉鎖症
226	遅発性内リンパ水腫	227	チャージ症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
229	中毒性表皮壊死症	230	腸管神経節細胞僅少症	231	TSH 分泌亢進症
232	TNF 受容体関連周期性症候群	233	低ホスファターゼ症	234	天疱瘡
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	236	特発性拡張型心筋症	237	特発性間質性肺炎
238	特発性基底核石灰化症	239	特発性血小板減少性紫斑病	240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
241	特発性後天性全身性無汗症	242	特発性大腿骨頭壊死症	243	特発性多中心性キャスルマン病
244	特発性門脈圧亢進症	245	特発性両側性感音難聴	246	突発性難聴
247	ドラベ症候群	248	中條・西村症候群	249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	252	22q11.2 欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫	254	尿素サイクル異常症	255	ヌーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症	257	脳腱黄色腫症	258	脳表ヘモジデリン沈着症
259	膿疱性乾癬	260	嚢胞性線維症	261	パーキンソン病
262	バージャー病	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	266	肺胞低換気症候群	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
268	バッド・キアリ症候群	269	ハンチントン病	270	汎発性特発性骨増殖症
271	PCDH19 関連症候群	272	非ケトーシス型高グリシン血症	273	肥厚性皮膚骨膜炎

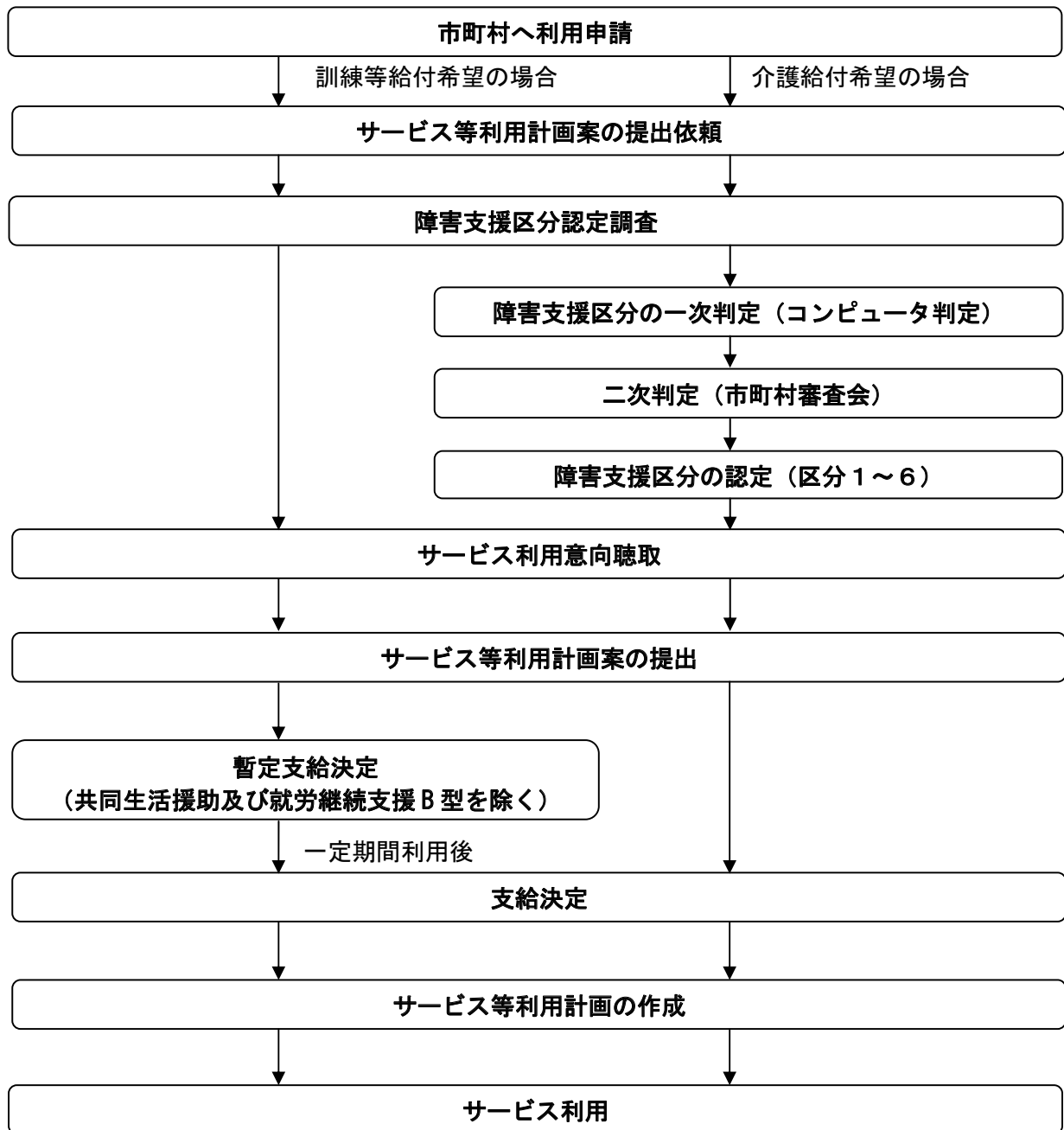


274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	276	肥大型心筋症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
280	ビッカースタッフ脳幹脳炎	281	非典型溶血性尿毒症症候群	282	非特異性多発性小腸潰瘍症
283	皮膚筋炎/多発性筋炎	284	びまん性汎細気管支炎	285	肥満低換気症候群
286	表皮水疱症	287	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	288	VATER症候群
289	ファイファー症候群	290	ファロー四徴症	291	ファンコニ貧血
292	封入体筋炎	293	フェニルケトン尿症	294	フォンタン術後症候群
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	296	副甲状腺機能低下症	297	副腎白質ジストロフィー
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	299	ブラウ症候群	300	プラダー・ウィリ症候群
301	プリオン病	302	プロピオン酸血症	303	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
304	閉塞性細気管支炎	305	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症	306	ベーチェット病
307	バスレムミオパチー	308	ヘパリン起因性血小板減少症	309	ヘモクロマトーシス
310	ペリー症候群	311	ペルーシド角膜辺縁変性症	312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
313	片側巨脳症	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症	317	ポルフィリン症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
319	マルファン症候群	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
322	慢性再発性多発性骨髄炎	323	慢性膵炎	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
325	ミオクロニー欠伸てんかん	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	327	ミトコンドリア病
328	無虹彩症	329	無脾症候群	330	無 $\beta$ リポタンパク血症
331	メープルシロップ尿症	332	メチルグルタコン酸尿症	333	メチルマロン酸血症
334	メビウス症候群	335	メンケス病	336	網膜色素変性症
337	もやもや病	338	モワット・ウイルソン症候群	339	薬剤性過敏症症候群
340	ヤング・シンプソン症候群	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
343	4p欠失症候群	344	ライソゾーム病	345	ラスマッセン脳炎
346	ランゲルハンス細胞組織球症	347	ランドウ・クレフナー症候群	348	リジン尿性蛋白不耐症
349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	350	両大血管右室起始症	351	リンパ管腫症/ゴーハム病
352	リンパ脈管筋腫症	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
355	レーベル遺伝性視神経症	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
358	レット症候群	359	レノックス・ガストー症候群	360	ロスムンド・トムソン症候群
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症				

難病の情報については、難病情報センターのホームページ <https://www.nanbyou.or.jp/> を参照してください。

#### 4. サービスを受けるための手続き 共通

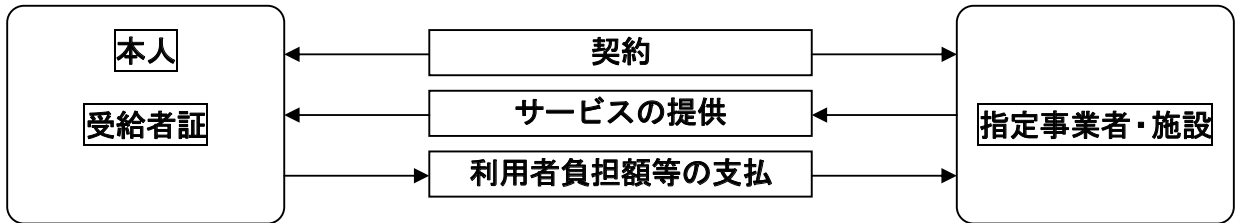
##### ●支給申請の手続き（受給者証の交付）（18歳以上の場合）



- ① 障害福祉サービスの利用について介護給付費等の支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者（以下「利用者」という。）は、居住地の市町村に対して支給申請を行います。
- ② 市町村は、利用者に対してサービス等利用計画案の提出を依頼します。
- ③ 市町村は、障害支援区分決定や支給決定のために全国共通の調査項目等について認定調査を行います。
- ④ 認定調査の結果により、障害支援区分の一次判定がなされます。その後、障がい保健福祉の有識者で構成される審査会の審議を経て障害支援区分が決まります（二次判定）。ただし、場合によっては、非該当決定となる場合があります。
- ⑤ 市町村は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、市町村が定める支給決定基準等に基づき、支給決定案を作成します。また、場合によっては審査会に意見を求めることがあります。
- ⑥ 市町村は、勘案事項、審査会の意見、サービス等利用計画案等を踏まえ支給決定を行い、利用者を受給者証を交付します。ただし、場合によっては不支給決定となる場合があります。

- ⑦ 支給決定後、指定特定相談支援事業者は、サービス事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成し申請者に交付します。
- ⑧ サービス等利用計画に沿って、サービス利用が開始されます。
- \* 訓練等給付（共同生活援助については、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合を除く）及び地域相談支援給付の申請の場合は、障害支援区分の判定は行われません（認定調査は行います）。
- \* 同行援護の申請で、身体介護を伴わない場合については、障害支援区分の判定は不要です。
- ※ 18歳未満の障がい児の場合、保護者が申請者となります。また、原則として障害支援区分の判定は行われません。勘案事項、サービスの利用意向聴取の結果、障害児支援利用計画案などを踏まえ支給決定を行います。
- ※ 支給決定時には、サービスの支給量、支給期間、利用者負担額などが併せて通知されます。

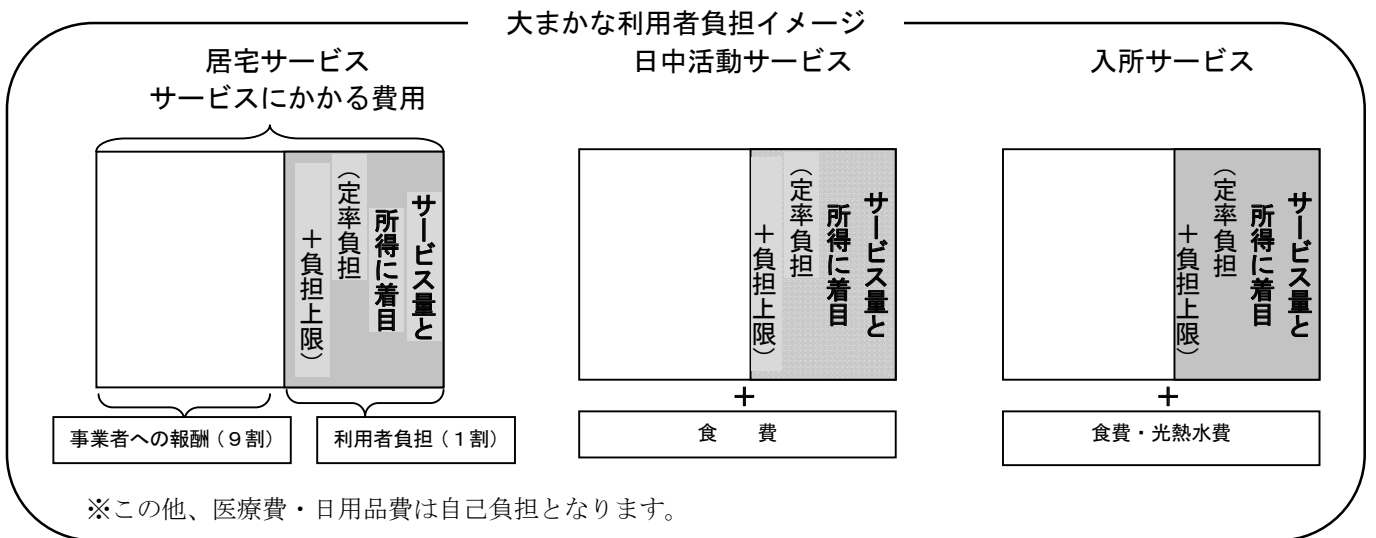
●サービス利用の手続き



- ① 障がい者（利用者）は、事業者等にサービス利用の申込をします。事業者等はサービス利用についての重要事項などを説明します。両者合意のうえ、サービスの利用に関する契約をします。
- ② 障がい者（利用者）は、事業者等から計画に基づき、サービスの提供を受けます。
- ③ 障がい者（利用者）は、事業者等に利用者負担額等を支払います。

5. サービス利用負担の考え方 **共通**

障害福祉サービス及び補装具費を利用した際の利用者負担については、原則、利用したサービス費用（国より告示で示されます）の1割を上限とした額を負担することとなります。また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には食費や光熱水費の実費部分について負担することとなります。ただし、これらの負担部分には利用者等の収入・所得等に応じて月の負担上限額が設定されるなどの様々な軽減制度があります。〔以下参照〕



(1) 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

【障がい者の利用者負担月額】（※20歳未満の入所施設利用者を除く。）

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円



低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【障がい児の利用者負担月額】（※20歳未満の入所施設利用者を含む。）

区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）（注4）	通所施設・ホームヘルプ利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

（注4）収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

区分	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （20歳未満の入所施設利用者を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （20歳未満の入所施設利用者を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

（2）医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

- 医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

（20歳以上の入所者の場合）

低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

（20歳未満の入所者の場合）

地域で子どもを養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。

（3）世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

- 障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険又は補装具費も併せて利用している場合は、介護保険又は補装具費の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払い方式によります）。
- 障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるよう軽減します。

（4）食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

- 入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、53,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を53,500円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。

- 20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する費用（低所得世帯、一般1は50,000円、一般2は79,000円）と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。

- グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額10,000円を上限に補足給付が行われます。※市町村民税非課税世帯が対象です。  
詳しくはお住まいの市役所、町村役場の担当課にお問い合わせください。

#### （5）生活保護への移行防止策が講じられます

- こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。